

《本部》

近年の福祉サービス改革の傾向をみると、利用者の自立支援の強化と福祉サービスを提供する体制は多様化するとともに、もっとも身近な地域との連携が強く求められ、基礎自治体となる市町村中心の仕組みへと変化しています。

さらに、現在進めようとしている「社会福祉法の一部を改正する法律案」では社会福祉法人運営の透明性を確保するための財務諸表の公開や経営管理の強化、内部留保に関する指摘、職員退職手当共済法の一部改正、地域における公益的な活動実施義務など厳しい内容が盛り込まれています。

当法人においては従来から取り組んできた運営方針、事業内容を大切にしながら、新しい制度にも適時適切に対応し運営体制の見直し充実を図り、利用者さん達のより豊かな暮らしを支えるため平成28年度も法人・施設一体となって取り組みます。

重点事項

- 1、 社会福祉制度改革に適時適切に対処し、財務、事業ともに透明性の高い法人活動を進める。
- 2、 労務体制の再構築
職員個々の目標・仕事内容の共有化を強化 勤務表の導入 残業の取り扱いの検討 職員育成への取り組み 等を見直し、職場環境を活性化させ虐待防止や支援技能の向上を図る。
- 3、 第2期GH整備計画の推進及び一麦、もみじ・あざみに特殊浴室を建設するとともに、老朽建物、設備の随時改修を行う。
- 4、 職員確保に向けて、学校・斡旋機関との連携を強化する。就職担当者等との職員個別のルートを法人全体で共有し、職員確保の支援を強化する。
- 5、 一碧文庫の整備を通して、障害児・者の福祉教育活動における先駆者たちの実践を学び、その思想を大木会の現業に生かす。また、福祉業界の発展に貢献する。

平成28年度大木会障害者支援施設事業計画

《一麦、もみじ、あざみ》

平成28年4月1日から「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されます。

「障害者差別解消法 福祉事業者向けガイドライン（平成27年11月厚生労働省）」では、福祉サービスを提供する事業者は、日ごろから、障害に関する理解や障害者の人権・権利擁護に関する認識を深めるとともに、より高い意識と行動規範をもって障害を理由とする差別を解消するための取り組みを進めていくことが示されています。

大木会各施設の現況は、高齢の利用者、重度者や行動障害が課題となる利用者への支援体制とその内容の強化にあらたな構築が求められています。職員確保と人材育成を同時に進めるとともに、「より高い意識と行動規範」をもって全職員が一つになって取り組みます。

重点事項

1、支援・処遇の充実に向けて

- ①サービス等利用計画作成への協力
- ②個別支援計画に基づく支援
- ③適切なサービス提供と管理

2、より豊かな暮らしを支える体制と環境にむけて

1) 専門職研修の実施と職員個々の自己研鑽

障害者施設職員として専門領域の学習機会を継続開催し、自己学習・自己研鑽へとつなげていく人材の育成に取り組みます。全施設共通研修、年代別研修、課題別研修を設け、より高い意識を育てます。

2) 住環境設備

高齢の利用者とともに個別の緊急課題に対応できる住環境について現在の住まいをもとに補修・整備を行い生活環境の向上に取り組みます。

- ・身体機能と健康不安な利用者も安心して入浴出来る特殊浴棟整備の実施
- ・施設設備の補修及び空調設備などの大型設備の更新に向けての準備と調査

3、職員の補充と福祉人材の育成協力

職員の充足については、継続課題として取り組みます。また、各学校より単位実習として学生の実習を受け入れ、入所施設特有の実習課題について協力します。

4、安全管理・防災と減災対策と湖南省福祉避難所としての備え

防火・防災設備の保守と備蓄品目を見直し備えます。大規模な被災時には、地域（湖南省）との連携・協力体制を整え福祉避難所として取り組みます。

5、なんでもお話ししましょう会（福祉サービス苦情解決委員会） 年3回実施

利用者及び家族からの苦情や要望を委員会で受け付け、助言・指導を活用して暮らしの充実と向上につながるよう努めます。

6、労務管理と健康管理

長時間勤務の抑制に取り組むとともに職員の定期健診（深夜業務従事者検診を含む）の実施と地域産業保健センターの適時の活用をもって職員の健康管理に取り組みます。

《一 表》

1. 基本方針

昨年度は、長期・短期の入院が相次ぎ、加齢に伴う心身共の機能低下が顕著に現れた1年でありました。老若男女、障がいの軽重を問わず、どのような状況であっても、ここ一麦で暮らす利用者・職員が健康で家庭的な信頼関係の中、自己有用感をもって楽しく生活が送れるよう取り組んでいきます。

- 重点事項
- 1、日中活動の充実に取り組みます。一隅・作業実習グループ等の実践の評価と継続。
 - 2、日々の健康観察とケアおよび医療機関との連携を密にし、健康維持に努めます。
 - 3、家族との連絡・連携に力を入れて取り組みます。
 - 4、特殊浴槽の設置をはじめ、施設整備改修の検討と実施に取り組みます。
 - 5、地元東寺区および石部南まち協との連携・協力に取り組みます。
 - 6、減員状況が続いており、新規利用者についても検討していきます。

2. 事業種別

(4月1日現在)

施設入所支援	定員50名	(48名)
生活介護	定員50名	(48名)
短期入所	定員2名(男1、女1)	
緊急一時保護(虐待事例を含む)		定員なし

3. 個別支援計画(及びモニタリング)作成基準日

8月1日、および2月1日

4. 将来構想委員会の継続した取り組み

日中活動棟(現教室棟)の建て替えを中心に、今後の日中活動のあり方について検討していく。

併せて引き続き、権利擁護と虐待防止を視点とした利用者の生活の質の向上に向けて支援と環境についての検討・協議をしていきます。

5. 職員配置(平成28年度3月15日現在による予定人員)

管理者(施設長)	1名(サービス管理責任者兼務)	
事務長	1名(法人事務局長・相談支援事業所管理者兼務)	
生活支援員	18名	
看護師	1名	
栄養士	1名	
調理員	3名	
書記(事務)	2名	
嘱託医	1名	計28名

6. 労務管理と勤務体制

生活支援員においては、住み込みが原則で起床から就寝までが勤務という歴史的経緯があるのだが、労働基準監督署の指導に従い、職員の過度な長時間勤務抑制に取り組み、業務の見直しを行っていくと共に利用者のより豊かな暮らしを支えていけるよう取り組んでいきます。

年間行事計画 (一 表)

月	施設行事等		健康管理
4月	新年度全体会議(1日) 始業式(6日) 林さん還暦お祝い会		骨量検査
5月	氏神祭(1日) 親子飯盒すいさん(5日) バス遠足 藤本さん・横田治さん還暦お祝い会 避難訓練 保護者会総会(29日) 害虫駆除日	帰省	
6月	プールびらき 石部中学校ふれあい交流会		結核検診 内科検診
7月	七夕 一麦合宿 村田さん古希・大橋誠さん還暦お祝い会		職員健康診断
8月	地藏盆	帰省	
9月	総合防災訓練 お月見会 保護者会 金さん・箕田さん還暦お祝い会		腹部エコー
10月	運動会(10日) 石部中学ふれあい交流会	帰省	婦人科検診 歯科検診
11月	田村祭 石部地区合同マラソン大会 親子バス遠足 ふれあい広場 害虫駆除		インフルエンザ予防接種
12月	NEG 餅つき・保護者会(4日) クリスマス会(24日)	帰省	内科検診
1月	お正月 新年のお食事会 避難訓練(地震)		成人病健診
2月	節分 卓球大会		
3月	ひなまつり 総合防災訓練 日中活動グループ発表会 クラス編成会議 AED研修 保護者会(5日)	帰省	内科検診
研修旅行(2組、3組、一隅) お楽しみ会(各学期) なんでもお話ししましょう会(年3回)			

《もみじ》

1、基本方針

高齢期利用者、集団生活において支援困難な方、健康不安が著しい方など、より専門的かつ多様な支援体制（内容）が必要です。施設の現況から困難なことも多く生じますが、利用者の皆さんが安心してより豊かな暮らしが求められるように職員が一つになって取り組みます。

- 重点事項
- 1、健康保持と喜びを感じる暮らしに向けて取り組みます
 - 2、医療機関及び関係機関との連携をもって課題解決に向かいます
 - 3、権利擁護の推進と虐待防止（一人ひとりを大切にした支援）
 - 4、施設及び施設設備改修の実施と検討を行い、これからも安心して暮らせる住環境を目指します
 - 5、安全管理と防災・減災対策。地域においては障害者施設としての役割を担い地域の福祉避難所として活用します。

2、事業種別

（4月1日現員）

施設入所支援	定員50名	（47名）
生活介護	定員50名	（58名、うち外部利用者11名）
短期入所	定員4名（男2、女2）	
日中一時事業及び緊急一時保護（虐待事例を含む）		定員なし

3、個別支援計画（及びモニタリング）作成基準日

年2回の定期モニタリング（振り返り）を行い、4月1日、及び10月1日を基準として個別支援計画を作成し支援の継続と適正につなげます

4、日中活動における生産活動と工賃について

日中活動で行う生産活動で生じた収益は、必要な会計処理を行い、生産活動に参加する利用者に工賃として還元し社会参加と生活の向上に利用されます。

（授産会計において）収支バランスを整える必要が生じています。27年度工賃実績を基準に本人支給金の一部対応を含めて検討します。

5、職員配置（平成28年3月15日現在による予定人員）

管理者（施設長）	1名（あざみ兼務）	
サービス管理責任者	1名（副施設長兼務）	
生活支援員	19名（うち1名は短時間勤務）	
看護師	1名（あざみ兼務）	
栄養士	1名	
調理員	1名	
書記（事務）	1名	
嘱託医	1名	計 26名

6、研修計画

高い意識をもって自己研鑽に取り組める人材の育成を課題とした研修計画をもって取り組みます。

人権・権利擁護、虐待防止、支援技術や障害や障害特性に関する専門研修を施設内外の人材を活用し定期に開催し、必要な外部研修への積極的な参加・受講を順次取り入れ派遣します。

《あざみ》

1、基本方針

高齢期利用者、集団生活において支援困難な方、健康不安が著しい方など、より専門的かつ多様な支援体制（内容）が必要です。施設の現況から困難なことも多く生じますが、利用者の皆さんが安心してより豊かな暮らしが求められるように職員が一つになって取り組みます。

- 重点事項
- 1、健康保持と喜びを感じる暮らしに向けて取り組みます
 - 2、医療機関及び関係機関との連携をもって課題解決に向かいます
 - 3、権利擁護の推進と虐待防止（一人ひとりを大切にした支援）
 - 4、施設及び施設設備改修の実施と検討を行い、これからも安心して暮らせる住環境を目指します
 - 5、安全管理と防災・減災対策。地域においては障害者施設としての役割を担い地域の福祉避難所として活用します。

2、事業種別

（4月1日現員）

施設入所支援	定員30名	（25名）
生活介護	定員30名	（30名、うち外部利用者5名）
短期入所	定員2名（女2）	
日中一時事業及び緊急一時保護（虐待事例を含む）		定員なし

3、個別支援計画（及びモニタリング）作成基準日

年2回の定期モニタリング（振り返り）を行い、4月1日、及び10月1日を基準として個別支援計画を作成し支援の継続と適正につなげます

4、日中活動における生産活動と工賃について

日中活動で行う生産活動で生じた収益は、必要な会計処理を行い、生産活動に参加する利用者に工賃として還元し社会参加と生活の向上に利用されます。

（授産会計において）収支バランスを整える必要が生じています。27年度工賃実績を基準に本人支給金の一部対応を含めて検討します。

5、職員配置（平成28年3月15日現在による予定人員）

管理者（施設長）	1名（もみじ兼務）	
サービス管理責任者	1名	
生活支援員	9名（うち2名は短時間勤務、1名は4月14日復職）	
看護師	1名（もみじ兼務）	
栄養士	1名	
調理員	2名（うち1名は短時間勤務）	
書記（事務）	1名	
嘱託医	1名	計 17名

6、研修計画

高い意識をもって自己研鑽に取り組める人材の育成を課題とした研修計画をもって取り組みます。

人権・権利擁護、虐待防止、支援技術や障害や障害特性に関する専門研修を施設内外の人材を活用し定期に開催し、必要な外部研修への積極的な参加・受講を順次取り入れ派遣します。

年間行事計画（もみじ・あざみ共通）

月	施設行事等		健康管理
4月	年度初め、新年度全体会議（2日）	帰省	なんでもお話ししましょう会①
5月	氏神祭（1日）、運動会（22日）、防災訓練		結核検診、
6月	害虫駆除（薬剤散布） 総合防災訓練 家族の会総会（28日）、石部中学ふれあい活動		
7月	七夕・創立記念日、寮生旅行①、人権研修会 防災訓練		（歯科検診）
8月	地藏盆、盆踊り 防災訓練	帰省	（深夜業務従事者検診）
9月	全体支援会議①、追悼会、兄弟姉妹の会 防災訓練		なんでもお話ししましょう会②
10月	石部中学校ふれあい活動、文化祭 寮生旅行② 防災訓練		
11月	寮生旅行③ 防災訓練		インフルエンザ予防接種
12月	害虫駆除、クリスマス会、もちつき	帰省	
1月	お正月		なんでもお話ししましょう会③ 成人病健診
2月	節分、全体支援会議②		
3月	寮生劇	帰省	

平成28年度事業計画

《グループホーム おおきな木》

1、基本方針

平成27年度福祉施設等整備費事業をもって、(仮称)第二おおきな木及び相談支援事業所の併設整備事業を実施します。新しいホームでは、地域の状況をふまえ男性の入居者を予定し、平成29年4月の事業開始に向け入居者の選考と支援スタッフの補充を進め、生活支援体制と利用者の状況の間に大きな差異が生じないように取り組みます。

2、支援（職員）体制（入居者：5名）

管理者	1名
サービス管理責任者	1名（管理者兼務）
生活支援員	1名（1週14時間以上、世話人兼務）
世話人	2名以上（1週50時間以上を配置）
夜間宿直	1名（ホームスタッフ及び法人関係職員が担当）

3、スタッフ会議と利用者との話し合い

それぞれ月1回行い、スタッフ会議では、入居者の健康及び生活状況について確認と協議を行い、共通の支援方向を確認します。入居者のみでの自治会的な活動はしていませんが、スタッフとともに生活上の悩みや不満を出し合い、安心して暮らせるように全員で話し合い、よりよい暮らしづくりに向け支援します。

なんでもお話ししましょう会（苦情解決委員会）から、年1回ですがお話し会で自由な個々の思いを受け止めていただき、時には支援課題として助言を受けます。

4、入居者の状況と支援について

個別支援計画を入居者とともに作成し、スタッフが共通の支援方向をもってサポートします。また、日中活動及び職場との連携を大切にして、できる限り長く現状の活動が続けられるように調整します。

健康管理については、年齢的にも重要な問題となっています。定期通院をはじめ、成人病検診（もみじ・あざみで対応）後のフォローを含めて対応します。

5、余暇活動と社会活動への参加

余暇活動への支援として、外出や買い物への同行支援を行うとともに、地域活動への参加が主体的に取り組めるように情報提供と支援を行います。また、利用者から1泊旅行の希望があり実現できるようサポートを検討します。

6、定員の充足にむけて

開設以来、入居者の全員がもみじ・あざみの女子入所者5名で生活移行してきた人たちです。男子入居者については、今回の整備事業において取り組むとともに女子入居者の補充についても体験利用等を継続し進めてまいります。

平成28年度
(指定特定相談支援事業所) 大木会相談支援事業所 事業計画

1、事業所の名称

大木会相談支援事業所

2、拠点住所

湖南省東寺三丁目（邸：不問庵）

但し、連絡先および事務担当はもみじを拠点とする。

3、事業種別と内容

- ・ 特定相談支援事業
- ・ 障害児相談支援事業

福祉サービス等利に関わる基本相談、福祉サービス等利用計画(案)の作成に係る相談支援業務、障害児相談支援及び関係機関との連絡調整による適切な福祉サービスの利用支援。

4、対象地域

湖南省、甲賀市および隣接地域

4、職員配置（予定）

管理者 1名（兼務）

相談支援専門員 2名以上（兼務）

5、事業方針

大木会利用者のサービス等利用計画作成を優先し進めていますが、湖南省において相談支援事業所及び従事職員の不足は顕著です。さらに特別支援学校等を毎年卒業する利用者のサービス等利用計画の作成は、慎重に聞き取り実態調査を行う必要があります。現在の体制では、十分に地域の要望に応えることができませんが、その役割にも取り組めるよう進めてまいります。